令和６年７月大雨災害における
酒田市災害対策本部の対応に関する検証結果
（公表版）

令和８年１０月

酒田市

本検証の目的

本検証は、令和６年７月大雨災害における酒田市災害対策本部の災害対応について、運用上の課題や改善すべき事項を整理するために実施したものであり、次の災害への備えを強化するための自己点検として位置付けたものです。

検証に当たっては、実際に災害対応に従事した職員が、それぞれの業務における対応状況や判断の経過、情報共有の状況等を確認し、現場で生じた課題を抽出し、改善策を検討しました。

本検証を通じて得られた課題及び改善策は、地域防災計画をはじめとする各種計画、マニュアル等の見直しに活用していきます。

目次

①情報発信・収集

- ①-1　情報収集
- ①-2　情報発信
- ①-3　情報共有
- ①-4　システム関係（クロノロジー以外）
- ①-5　その他

②物資調達・管理・炊き出し

- ②-1　献立・原材料
- ②-2　物資発注・管理
- ②-3　炊き出しの実施体制

③罹災証明書

- ③-1　罹災証明（役割分担・受援体制）
- ③-2　罹災証明（制度・システム）

④被災者支援（全般）

- ④-1　被災者台帳
- ④-2　災害時要援護者
- ④-3　各種支援制度
- ④-4　支援策の周知
- ④-5　地域コミュニティの維持
- ④-6　保健師・栄養士等の関わり方
- ④-7　個人情報保護
- ④-8　災害廃棄物
- ④-9　その他

⑤被災者支援（住まい）

- ⑤-1　市営住宅・応急修理等
- ⑤-2　公費解体

⑥避難所運営

- ⑥-1　避難所の開設等
- ⑥-2　避難所の運営主体
- ⑥-3　その他

⑦農業支援

⑧インフラ復旧

- ⑧-1　発注手法／受注者側の限界
- ⑧-2　農地復旧
- ⑧-3　その他

⑨災害ボランティア

⑩任務分担・業務体制

- ⑩-1　任務分担・人員配置
- ⑩-2　業務体制
- ⑩-3　職員の教育・心構え
- ⑩-4　本部機能
- ⑩-5　その他

⑪外部（国県等）との連携・要望

- ⑪-1　関係機関との連携
- ⑪-2　災害時連携協定
- ⑪-3　受援体制

大項目	①情報発信・収集	検証担当課	危機管理課、デジタル戦略課、整備課
小項目	①-1　情報収集		

《課題》	《検証》
1．情報整理・優先順位付け • クロノロジーの操作性が悪く、緊急度・優先度表示や地図連携など必要な機能の不足もあったことから、情報が埋もれて緊急度・優先度を判断しにくくなり、人命に関わる情報も十分に共有されなかった。 • デジタル入力に偏った運用や初動での状況把握不足により、迅速な意思決定につながる情報共有ができなかった。	**1．情報整理・優先順位付け** • 対応の緊急度・優先度やマップ添付ができる機能を追加し、重要情報が埋もれないよう改善する。 • 全職員共通事項として、人命に関わるような重要案件はシステム入力だけでなく、必ず口頭でも報告・確認する。
2．システム・運用 • 複数の情報共有ツールの併用や紙・口頭との二重管理により、入力負担や情報の分散が生じた。 • 情報の集約先や役割分担が明確でなく、建設部や危機管理課に負担が集中した。 • 災害対策本部と関係部署間で情報共有や報告ルールが不十分で、認識のずれや情報伝達の遅れが生じた。 • クロノロジーの改修ができる人材が危機管理課におらず、入力の遅れや情報共有の遅延につながった。	**2．システム・運用** • 複数ツールを円滑に運用できるよう、平時から操作訓練を実施し職員の習熟を図るとともに、入力内容を簡潔にする。 • 災害対策本部と関係部署間の情報共有・報告ルールを明確化する。 • クロノロジー改修を迅速に行えるよう、DX 担当課等と連携した保守体制を整備する。
3．その他情報収集 • 各課において、クロノロジーの情報処理担当者を明確に定めていなかったため、時系列での逐次的な情報把握・共有が十	**3．その他情報収集** • 災害対策本部におけるクロノロジーの情報処理担当者を明確に定め、有事における情報集約の迅速化を図る。

分にできなかった。 • 入電する被害情報が断片的で、被害の全体像が見えない。加えて、地名や橋の名前、沢の名前などで場所を特定するのが困難。また、情報を地図にプロットしていくという作業が追い付かなかった。	• 被害情報の集約・可視化に課題が確認されたため、ウェブ上のマップで関係者が情報を共有できる「災害情報共有システム」の導入を検討している。 **4．新システムの導入** • Kintone を利用した災害情報共有のシステムは、パソコン、スマホで災害情報を共有できるため有効であるが、改修の際に特定職員に依存するという本質的な問題があるため、総合防災情報システムの導入が必要である。 • 現在、山形県より県総合防災情報システム（仮称）の令和 9 年度実装に向けたスケジュールが提示されている。本市が必要とする運用が可能となるよう、県との調整を行う。

大項目	①情報発信・収集	検証担当課	危機管理課、環境衛生課、建築課
小項目	①-2　情報発信		

《課題》

１．避難情報の発信方法・内容

- 市内全域にわたる広範囲への避難情報発令により、かえって「自分の地域が危険」という当事者意識が生まれにくく、危機感が伝わりにくかった。
- 現地の被災状況の把握に時間を要し、市民向けの避難情報や災害情報の発信が遅れた場面があった。

２．情報伝達手段・情報到達

- 防災行政無線が聞き取りにくいという苦情が発生した。
- 避難所の開設情報の周知が十分でなく、住民が戸惑う場面があった。
- デジタル媒体による情報発信だけでは、高齢者等のデジタルに不慣れな住民へ十分に情報が届かなかった。

３．災害時・復旧期における情報提供体制

- 被災者の生活支援に係る各種制度や、災害廃棄物の仮置き場の変更などの、生活関連情報の発信が追いつかなかった。
- 被害が大きい地域では現地確認が困難で、被災状況や必要な生活情報を迅速に住民に提供することができなかった。

《検証》

１．避難情報の発信方法・内容

- 避難情報は迅速性と分かりやすさを両立し、住民が「自分ごと」として受け止められるよう、地区名を冒頭に表示するなど、発信内容や発信手法を改善する。
- 避難情報の発令に係る定型文をあらかじめ作成しておき、迅速な情報発信を行う。

２．情報伝達手段・情報到達

- 防災行政無線だけに依存せず、複数の情報伝達手段を組み合わせた情報発信を行う。
- デジタルに不慣れな住民にも確実に情報が届くよう、防災ラジオの更なる普及促進により情報提供体制を充実させる。
- 安全を確保したうえで消防団による巡回広報を実施する。

３．災害時・復旧期における情報提供体制

- デジタルによる早期発信を主軸としつつ、避難所や地域拠点への掲示やチラシの配置など、省力的な方法を検討し、被災者支援等に係る情報を確実に住民へ届ける体制を整備する。
- チラシの配布などのプッシュ型の情報提供とともに、問い合わせ窓口の整備による情報提供を充実させる。

大項目	①情報発信・収集	検証担当課	危機管理課
小項目	①-3　情報共有		

《課題》

１．災害対策本部における情報共有

- 災害対策本部と各部署や関係機関との間の情報共有が十分でなく、現場の状況や本部方針が適切に伝達されなかった。
- 災害対策本部から各課への指示や、本部会議で共有された内容が職員まで十分に伝わらなかった。
- 「どの情報が公式か」「どれが最新情報か」が分かりにくい状況が生じた。
- 災害時に使用する複数の情報システムの役割が整理されておらず、情報共有の混乱を招いた。

２．避難所における情報共有

- 避難所で発生した感染症や支援拠点の変更、仮設シャワー設置など、避難所運営や支援活動に必要な情報が事前に共有されず、現地到着後に初めて把握する事例があった。
- 夜間や交代時の引継ぎが不十分で、長期対応を見据えた継続的な情報共有・引継ぎ体制が整備されていなかった。

《検証》

１．災害対策本部における情報共有

- 各部署や関係機関から寄せられる情報を災害対策本部へ確実に集約できる体制を構築し、情報の一元管理を徹底する。
- 関係機関については、双方向の情報共有体制を構築する。
- 各部（本部員）は、災害対策本部から職員への情報共有を確実に行うため、指示伝達経路や情報区分（指示・共有・参考等）を明確にしておく。
- 本部事務局の情報集約・整理機能を強化し、大量の情報を迅速かつ的確に処理できる体制を整備する。
- 情報を共有するための各種システムの役割を整理するとともに、平時から職員への周知・操作訓練を継続して実施する。
- 全職員は、各種システムの操作方法を習得しておく。

２．避難所における情報共有

- 避難所へ派遣される職員に対し、派遣前に避難所の状況（感染症発生など）等、必要な情報を確実に共有する仕組みを整備する。
- 中長期対応や職員の交代を見据え、デジタルツールを活用した標準的な引継ぎ方法を整備し、情報の漏れを防止する。

• 災害対策本部から避難所への指示や連絡が十分に伝達されず、情報伝達経路・手段が整理されていなかった。	• LGTalk などの情報共有ツールを活用し、避難所の状況やリスク情報をリアルタイムで共有する体制を構築するほか、避難所との仲介を担う本部指定職員や総務班に十分な情報が入ってくるような体制作りを進めていく。 • 職員自身も、情報共有ツールを活用して現地情報を事前に確認するなど、自ら情報を収集・把握する意識を持つ。

<table>
<tr><td>大項目</td><td>①情報発信・収集</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">危機管理課、デジタル戦略課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>①-4　システム関係（クロノロジー以外）</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．災害時に使用するシステム
• 災害時に使用するシステム（アプリケーション）が複数あり、どのシステムを何のために使うかが整理されていなかったために、どれを主として見ればよいか分からなかった。
• 避難所派遣職員や応援職員のシステム操作習熟度に差があり、人によっては使いこなせない状況が発生した。
２．災害時に使用する情報端末等
• 電話回線が断たれた地域との連絡手段を確保するため、通信事業者から各種情報端末や通信機器を借り受け、避難所連絡員との情報伝達手段として活用した。
• 一方で、そういった通信機器を通信事業者に依存している点や、通信事業者からの機器貸出に係る庁内の意思決定ルールが整備されていなかった点が課題であった。</td><td colspan="2">《検証》
１．災害時に使用するシステム
• 災害時に使用するシステムのそれぞれの役割や運用方法を明確化するとともに、職員への周知を徹底する。
• システムの操作マニュアルを整備するとともに、平時から操作訓練や職員研修を継続的に実施し、全職員のシステム操作能力の向上を図る。
２．災害時に使用する情報端末等
• 令和８年度予算にて、データ通信対応パソコンの調達を計画しており、避難所連絡員との情報伝達手段として使用可能となる予定である。
• 通信事業者との協定内容の確認、窓口の明確化を進めるとともに、端末の貸与手続きに係る意思決定体制をあらかじめ構築しておく。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>大項目</td><td>①情報発信・収集</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">学校教育課、総務課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>①-5　その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．学校における情報収集
• 教育委員会はメールで各校との情報共有を行ったが、学校によっては、停電により情報を得ることができなかった。
• 学校では、道路の冠水状況や河川の氾濫等について状況を適切に把握できておらず、児童生徒の保護者引渡しの方向に動いたことから、市教委において一律留め置きとタイミングを見計らっての保護者引渡しを依頼した。

２．報道対応
• 災害時の報道対応は、災害対策本部に情報を集約した上で広報担当が一元的に対応する体制が有効である一方、それでは当該担当者への負担が大きいため、複数人による交代・バックアップ体制を整備する必要がある。
• 行方不明者家族への情報提供は、警察・消防・自衛隊など関係機関と緊密に連携しながら一元的に行い、発見後は関係部署へ円滑に引き継ぐ体制を整備する必要がある。</td><td colspan="2">《検証》
１．学校における情報収集
• 学校 PC のメールだけでなく、校長の携帯電話へのメールにより情報共有を図るほか、さかたコンポの道路冠水情報や、クロノロジーに記載された情報も活用する。
• 引渡しの判断基準となる学校防災マニュアルについて、防災アドバイザーの助言のもとで見直しを行うとともに、引渡しが可能かを確認するチェックリストを作成し、各校において判断できる体制を整えた。
２．報道対応
• 報道対応（行方不明者に係る情報の統括を含む。）は総務班長が一元的に担うこととなるが、現行の地域防災計画では、総務班に情報収集及び庁舎・公用車対応業務も付随しており、班長が全ての任務を担うことは困難である。また、班内でバックアップ体制の構築は困難である。
• それぞれの役割を再整理するとともに、災害時に大きな役割のない課の人員配置を見直し、情報収集や報道対応などを確実に実施できる体制を整備する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>大項目</td><td>②物資調達・管理・炊き出し</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">健康課、農政課、危機管理課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>②-1　献立・原材料</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．栄養管理・要配慮者への食事対応
• 避難生活の長期化を見据え、被災者の健康維持を踏まえた食事提供体制を整備する必要があった。
２．避難所食の質・満足度の向上
• 現地から嗜好品（コーヒーなど）の要望が上がり、対応に苦慮することがあった。</td><td colspan="2">《検証》
１．栄養管理・要配慮者への食事対応
• 避難所生活が長期化した場合においては食糧提供の体制に栄養士が参画し、栄養管理、アレルギー対応、食の安全管理に寄与するとともに、被災者の栄養相談などを実施することにより、避難生活における健康維持と災害関連死の防止を図る。
２．避難所食の質・満足度の向上
• 避難所はあくまで一時的な生活の場であることを踏まえ、嗜好品については支援物資として支給されたなどの特別な事情がない限り供給しない。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>大項目</td><td>②物資調達・管理・炊き出し</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">農政課、危機管理課、契約検査課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>②-2　物資発注・管理</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．食料調達・発注体制
• 災害初動期は急な発注となるため、在庫や配送状況の制約から必要量の確保が難しかった。また、連絡が取れない企業や提供可能物品に制限がある企業も少なくなかった。
• 避難者数の把握が十分でなく、必要数量の見積りや発注数量が頻繁に変動し、配布数量の過不足や食品廃棄が発生するなど、発注数量の管理に課題があった。発注システム（B-order）は登録事業者や取扱商品が限定され、災害時の運用に十分対応できていなかったため、電話・メール・FAX による個別対応が必要となった。

２．避難所における課題
• 避難所における食料発注に関する引継ぎが不十分であり、誰でも円滑に業務を引き継げる環境整備が必要であった。
• 避難所で使用した食料・物資について、適時に把握・報告する仕組みが十分でなかった。
• 今回の災害では学校に滞在していた児童生徒を保護者に引き渡したが、留め置きをするケースもありうる。その場合、学校の備蓄が不足することが考えられる。</td><td colspan="2">《検証》
１．食料調達・発注体制
• 年次など定期的に、協定事業者の緊急時の連絡先・担当者・提供可能な物品などを確認しておく。
• 避難所ごとの避難者数把握方法や発注ルールを明確化し、必要数量を適切に見積もる仕組みを整備することにより、発注数量の変動を抑制する。
• 災害時の発注手続きや運用ルールについて、説明会等を通じて職員への周知を徹底する。
• B-order については、登録事業者の拡充、災害時の追加登録の容易化、各事業者の取扱商品や在庫状況の確認など、機能改善を要望していく。
２．避難所における課題
• 避難所連絡員の業務引継ぎについては、kintone アプリによる引継ぎの仕組みを継続採用するなどして、誰が従事しても必要な情報を共有できる体制を整備する。
• 在庫台帳や各種システムを活用した在庫情報の一元管理など、避難所運営（食料管理を含む。）に関するルールやマニュアルを整理する。</td></tr>
</table>

	• 個々の児童生徒用の防災リュックの導入を検討している学校もあるが、保管の課題もあり、全校で同様の対応をすることは難しい。一部の学校では、児童生徒が学校に留め置きになった場合に備えて、食糧の備蓄を行っている。

<table>
<tr><td>大項目</td><td>②物資調達・管理・炊き出し</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">農政課、健康課、教育総務課、危機管理課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>②-3　炊き出しの実施体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
今回は暫定的に農政課近くの空きスペースを使用したが、本来は十分な広さを備え、施錠ができ、空調が整った保管場所が必要であった。
保管スペースを有効活用できるよう、備蓄・調達方法についても工夫が必要であった。</td><td colspan="2">《検証》
相当程度の面積があり、施錠や空調が可能な場所として、臨時的に庁内の大会議室や希望ホールなどの占用を検討する。
例えばお茶であれば、ペットボトルではなく運搬が比較的容易な粉末タイプで対応するなど、限られた保管スペースを有効活用する工夫を行う。
夏季の食料輸送・保管では、保冷による適切な温度管理を徹底し、食中毒などの二次被害を防止する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>大項目</td><td>③罹災証明書</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">危機管理課、市民課、税務課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>③-1　罹災証明（役割分担・受援体制）</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．役割分担・業務体制
• 罹災証明書交付業務の経験やノウハウが不足していたことに加え、被害調査、申請受付、証明書交付までの業務分担や一連の事務の流れが整理されておらず、業務に支障が生じた。
• 被害が一部地域に留まったため、各種証明書の発行などの通常業務が止まることがなく、人員不足が生じた。
• 庁内の応援体制や人員配置の仕組みが十分に整備されておらず、更なる大規模災害が発生した際に、円滑に罹災証明書の交付ができるか疑問である。
２．受援体制
• 県内外の自治体職員の応援をいただいたが、業務量が多かった時期と受け入れの時期が必ずしも一致せず、せっかくの応援人員を効果的に活用できない場面があった。
３．被災者支援策との関係
• 被害の程度が一部損壊（床下浸水）の住家について、当初は床下浸水に対しては支援策がないため申請するメリットがないと案内していたが、後になって義援金配分の対象となることが決まった結果、災害から時間が経過して浸水の証拠がないなどの問題が発生した。</td><td colspan="2">《検証》
１．役割分担・業務体制
• 罹災証明書交付業務について、役割分担や業務フローを明確化するとともに、受付マニュアルやシステムを整備し、誰が従事しても適切に対応できる体制を構築する。
• 災害規模に応じた担当部署を再検討するほか、発災後の調整に頼るのではなく、災害時の人員配置をあらかじめ整理し、通常業務との両立も踏まえた実施体制を整備する。
２．受援体制
• 災害対応の各段階に応じた受援計画を整備し、必要な時期に必要な人員を効果的に配置・活用できる体制を構築する。
３．被災者支援策との関係
• 復興本部会議の場を活用して、罹災証明担当課と支援策担当課と緊密に連携し、床下浸水に対する罹災証明書の必要性を災害初期の段階で確定させ、適切な案内に努める。</td></tr>
</table>

４．被害認定調査の機会の活用 • 被災家屋の調査時に被災者の情報（要配慮者情報、健康状態、必需品の不足状況など）を同時に取得し、福祉部局等と共有することができれば、早期に被災者台帳を充実させることができるのではないかという意見があった。	**４．被害認定調査の機会の活用** • 住家の被害状況を迅速かつ正確に認定し、早期の罹災証明書発行に繋げることが最優先であるから、住家被害認定調査時に被災者の健康状態等について同時に調査することは困難である。ただし、偶発的に取得することができた被災者の重要情報については、福祉部局等と共有するものとする。

<table>
<tr><td>大項目</td><td>③罹災証明書</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">危機管理課、市民課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>③-2　罹災証明（制度・システム）</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．被災者支援システム・データ管理の課題
• 被災者台帳との連携に当たり、罹災証明の発行は J-LIS の被災者支援システムを使用し、被災者台帳は kintone で作成したため、連携に支障があり大きな混乱があった。
• 罹災証明書や各種支援は世帯単位である一方、被害調査は家屋単位で行うため、両者のズレが発生し、未申請・重複申請の確認等に時間を要し、支援漏れの要因となった。
• 罹災証明書の交付対象者が、居住者以外の者や世帯分離している者である場合に、罹災証明書の交付漏れが発生した。
２．システム運用・職員体制の課題
• 被災者支援システムの研修が長期間実施されておらず、当時の研修を受講した職員は異動していたため、システムを操作できる職員がおらず、割り当てられたアカウント管理も適切に行われていなかった。
３．申請・交付ルール及び被災者把握の課題
• 重複申請や代理申請の取扱い、居住実態の確認方法など、申請・交付に関する運用ルールが未整備であり、交付開始後に非対象者であることが判明する事例が発生した。</td><td colspan="2">《検証》
１．被災者支援システム・データ管理の改善
• 被災者支援システムは MN 系環境で構築していたが、被災者台帳は全庁共有が必要な都合上、kintone（LG 系環境）で構築したため、連携が困難であった。
• 現状、全てのケースにシステムを対応させることは困難であるから、罹災証明書や各種支援と連携可能な運用を検討する。
• 並行して、各種情報を世帯単位で管理できるシステムへの見直しを検討する。
２．システム運用・職員体制の強化
• 被災者支援システムの定期的な操作研修を実施し、異動後も継続して運用できるよう職員の習熟とノウハウ継承を図る。
• 「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」等を活用した関係課合同の研修・読み合わせを定期的に実施する。
３．申請・交付体制及び被災者把握の充実
• 罹災証明書の申請・交付に関する業務手順や判断基準を事前に整理し、マニュアル等を作成することで、関係部署で共通認識を持って運用できる体制を構築する。</td></tr>
</table>

• 申請時に避難先等の情報を十分に把握しておらず、その後の被災者への連絡（意向確認等）に困難が生じた。	• 受付時に連絡先等を確実に把握し、被災者への連絡やプッシュ型支援につなげる仕組みを整備する。

<table>
<tr><td>大項目</td><td>④被災者支援（全般）</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">危機管理課、地域福祉課、デジタル戦略課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>④-1　被災者台帳</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．被災者情報・台帳管理
• 被災者情報を kintone 上の被災者台帳で管理する運用としていたが、支援制度利用状況や相談記録、要配慮者情報などが十分に反映されておらず、一元管理が不十分であった。
• 被災者台帳が個人単位で管理されていたため、世帯単位での状況を適切に把握できず、照合作業が増加したり、制度ごとの個別台帳を作成するなど、非効率な運用となった。

２．被災者情報の共有・活用
• 被災者支援に必要な情報を庁内で集約・共有し、支え合いセンターや災害ボランティアセンターなどの関係機関へ適切に提供する仕組みが十分に整備されていなかった。
• 世帯内の申請状況や要配慮者情報など、支援に必要な情報を関係部署・関係機関で共有・活用できず、適切な被災者支援に支障が生じた。</td><td colspan="2">《検証》
１．被災者情報・台帳管理
• 被災者情報を一元的に管理・共有するために kintone で被災者台帳を作成したが、汎用システムを流用したものでは限界があり、災害実務に完全に対応するのは困難である。（クロノロジーアプリを kintone で作成していることも同様であるが、カスタマイズにも限界がある。）
• 県の総合防災情報システムの導入に当たっては、被災者台帳機能が実務に対応したものとなるよう調整を行う。
２．被災者情報の共有・活用
• 被災者台帳を庁内の共通基盤として位置付け、関係部署が保有する情報を集約・共有し、支援に必要な情報を適切に管理・活用できる体制を整備する。
• 社会福祉協議会などの関係機関ごとに必要な情報を整理するとともに、個人情報保護法等に準拠した被災者情報の共有方法を整備し、円滑な情報共有・連携体制を構築する。</td></tr>
</table>

大項目	④被災者支援（全般）	検証担当課	地域福祉課、危機管理課
小項目	④-2　災害時要援護者		

《課題》

１．要援護者への避難支援・安否確認体制

- 災害時要援護者台帳による安否確認を実施したものの、連絡時には既に避難が困難な状況となっているケースがあり、早期の避難誘導につなげる仕組みが必要であった。
- 電話回線の不通や道路・橋梁の寸断により、要配慮者の安否確認や救助活動が困難となる場面があった。

２．地域における避難支援・情報伝達体制

- 夜間の急激な水位上昇時には消防団員が戸別訪問で避難を呼びかけるなど、デジタル情報が届かない高齢者等に対しては、人力による情報伝達・避難支援をせざるを得なかった。
- 高齢化や自治会役員の固定化、担い手不足により、地域主体の避難支援体制の維持・継続が難しくなっている。

《検証》

１．要援護者への避難支援・安否確認体制

- 個別避難計画を活用し、要援護者の状況を平時から把握するとともに、早期の避難支援につなげる体制を整備する。
- 個別避難計画の作成を推進し、要援護者本人の状況を把握する関係機関と連携し、実効性のある計画を整備する。
- 自宅避難している障がい者や医療的ケアを必要とする方については、相談支援事業所や福祉避難所等との連携により対応した。今後も、行政と関係機関が連携し、災害時に迅速に対応できる体制を構築する。

２．地域における避難支援・情報伝達体制

- 地区防災計画の作成を推進し、地域の実情に応じた避難支援体制を構築する。
- 酒田防災コーディネーターや防災士の育成・活用など、地域における防災人材の確保・育成を進めることで、高齢化や自治会役員等の担い手不足を補完し地域防災力の向上を図る。
- 高齢者等に対しては消防団の声かけによる避難誘導が効果的であるから、団員の安全確保に十分配慮したうえで実施する。

<table>
<tr><td>大項目</td><td>④被災者支援（全般）</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">地域福祉課、建築課、危機管理課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>④-3　各種支援制度</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．在宅等避難者に対するアウトリーチ体制
• 各種再建支援制度について、避難所以外の場所で生活する被災者（在宅避難者等）に対する情報発信の時期や周知方法が適切であったか、検証が必要である。
• 平時から把握している災害時要援護者に対して、地域包括支援センターや障がい者事業所等が、対象者を見守るための仕組みやルール等を構築しておくべきである。
• 応急修理制度については、制度を知らないまま業者へ修繕費用を支払った後に制度の存在を知った事例が見られた。
２．各種再建支援制度の申請期限
• 罹災証明書をはじめとする各種再建支援制度について、申請期限や運用が被災者の生活再建の実情に即していたか検証し、必要に応じて見直す必要がある。
• 被災者が、災害援護資金貸付制度などの各種支援制度を再建段階に応じて適切に活用できるよう、制度周知や相談支援体制を充実させる必要がある。</td><td colspan="2">《検証》
１．在宅等避難者に対するアウトリーチ体制
• 避難所以外で生活する被災者にも必要な支援が確実に届くよう、関係機関との連携体制やアウトリーチ手法をあらかじめ整理・構築する。
• 罹災証明書申請時に把握した避難先等の情報を関係機関で共有（本人同意を前提）し、継続的な支援につなげる。
• 支援制度の通知方法や、文書の発送体制を整備するとともに、被災地域でのチラシ配布や保健師訪問など、多様な手法による情報提供を実施する。
２．各種再建支援制度の申請期限
• 罹災証明書の申請期限は、通常一カ月と規定しているが、災害規模に応じて延長しており、今回の災害では三カ月とした。
• 被害調査や各種支援制度への影響を踏まえつつ、災害規模や被災者の状況に応じ、必要に応じて延長を検討する。
• 災害援護資金貸付制度をはじめとする各種再建支援制度について、被災者が期限内に申請できるよう、制度周知を強化する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>大項目</td><td>④被災者支援（全般）</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">危機管理課、企画調整課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>④-4　支援策の周知</td></tr>
<tr><td colspan="2">
《課題》
１．被災者支援情報の集約・周知の課題
• 災害発生前に支援制度をまとめたデータベースが整備されておらず、災害発生後に取りまとめることとなったため、被災者への支援策の周知が遅れた。
• 総合相談窓口には住まいや各種支援制度に関する相談が集中したが、初期は支援策が整理されていなかった。
２．被災者への情報提供方法の課題
• 被災者に対して各課が個別に通知を発送したため、各種支援情報が分散して届き、混乱を招く要因となった。
• 被災住宅宛てに通知を送付したが、住民が避難しており不在だったなど、情報が確実に届かない事例があった。
• 高齢者や情報弱者には電子媒体だけでなく、紙媒体を含めた情報提供が必要である。
</td><td colspan="2">
《検証》
１．被災者支援情報の集約・周知の改善
• 有用な先行事例を参考としつつ、支援制度を一覧化したデータベースを平時から定期的に作成・更新し、災害発生直後から活用できるよう準備する。
• 支援情報は市民向け・事業者向けなど利用者に応じて整理し、スマートフォンでも見やすい Web ページ等を活用するなど、分かりやすく見落としにくい情報提供を行う。
２．被災者への情報提供体制の改善
• 周知方法や文書の発送体制をあらかじめ整理し、対策本部で情報を共有することで、正確かつ迅速な情報提供を行う。
• 罹災証明書申請時に把握した避難先等の情報（本人同意を前提）を活用し、確実に情報を届ける体制を整備する。
• 電子媒体だけでなく、郵送や被災地域（避難所等）でのチラシ配布、保健師訪問など複数の手段を組み合わせて情報提供を行う。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>大項目</td><td>④被災者支援（全般）</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">地域福祉課、まちづくり推進課、危機管理課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>④-5　地域コミュニティの維持</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
人口減少や高齢化に加え、被災後の転出により、地域コミュニティの維持が困難となり、避難支援や見守り活動など地域の共助体制の弱体化が懸念される。
地域活動や福祉活動の継続、災害時要援護者の支援体制を維持するため、今後の地域コミュニティのあり方や支援の方向性を検討する必要がある。</td><td colspan="2">《検証》
人口減少や高齢化に伴い、地域コミュニティによる共助機能の維持が困難になっているため、地域の実情に応じた持続可能な体制の構築を支援する。
今後、地域の声を聴きながら地域コミュニティ推進計画（仮称）を策定する予定である。その中で、地域のあるべき姿を定め、具体的な取組や良事例の共有などを行うことで地域コミュニティの維持・活性化につなげていく。</td></tr>
</table>

大項目	④被災者支援（全般）	検証担当課	健康課、危機管理課
小項目	④-6　保健師・栄養士等の関わり方		

《課題》

１．被災者の健康管理・保健活動

- 保健師は発災直後から復興期まで、避難所や在宅避難者を対象に健康管理、衛生環境の確保、要配慮者支援、精神的ケアなど包括的な保健活動を担う必要がある。
- 在宅避難者は健康状態や食事・栄養管理が把握しにくく、水分摂取不足による体調不良など、災害関連の二次健康被害を防ぐための継続的な健康管理が課題となった。

２．保健・医療・福祉の連携体制

- 被災者の健康状態や生活リスクを把握し、医療・福祉関係機関や地域支え合いセンターと連携した支援体制を構築する必要がある。
- 広域災害においては、市単独での対応に限界があるため、広域での対応を検討する必要がある。

《検証》

１．被災者の健康管理・保健活動

- 保健師が担う災害フェーズごとの保健活動をあらかじめ整理し、健康観察、感染症対策、要配慮者支援、訪問指導などを計画的に実施できる体制をを構築する。
- 在宅避難者に対しては、保健師・栄養士等が連携して家庭訪問や健康相談を実施するとともに、水分・栄養補助食品の提供や食生活支援など、健康管理と栄養支援を一体的に実施する。
- 健康面が心配される被災者については、保健師等による訪問活動を継続して実施する必要があるが、保健活動が十分に実施できない場合に備え、避難所における避難者カード等を活用した健康状態の把握など、避難所運営組織による初動対応のあり方を検討する。

２．保健・医療・福祉の連携体制

- 地域支え合いセンターや医療・福祉関係機関との情報共有を強化し、健康上の懸念がある被災者への訪問や必要な支援を速やかに実施できる体制を構築する。
- 庄内保健所を主体として「庄内地域保健医療福祉調整本部」を設置し、「保健・医療・福祉」が一体となった支援活動及び受援体制の早期確立を目指す。

<table>
<tr><td>大項目</td><td>④被災者支援（全般）</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">総務課、危機管理課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>④-7　個人情報保護</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
庁外の支援機関（社会福祉協議会や地域包括支援センターや民生委員など）に対し、被災者支援に必要な個人情報を適切な時期及び方法で提供できていたか、検証が必要である。
支援機関からは、罹災証明書が発行された被災者に関する情報共有を求めたが、必要な情報の共有が少なかった、あるいは提供自体がされなかったとの声が挙がっている。
上記のように、情報提供の可否や対応が庁内各課ごとに異なり、市としての統一的なルールが整理されていなかったと考えられるので、これらを検証・整理する必要がある。</td><td colspan="2">《検証》
個人情報の保護に関する法律により、個人情報の収集目的以外の外部提供は原則として禁止されている。
罹災証明書発行事務の場合、「罹災証明書の発行」が収集目的であり、外部関係機関への提供は収集目的に含まれていない。
また、罹災証明書が発行された被災者の情報（住家等の被害状況）は、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づき、被災者台帳に記載されるが、同法により被災者台帳の情報の外部提供が認められるのは、提供先が他の地方公共団体の場合のみである。
そのため、令和 6 年 7 月大雨災害のときは、外部の支援機関に罹災証明書に関する情報提供ができなかった。
しかし、令和 7 年の災対法改正により、被災者援護に協力する NPO・ボランティア団体等を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度が創設され、当該団体に対する情報提供が認められるようになった（同法第 90 条の 4)。
以上より、支援機関が「被災者援護協力団体」として登録されていれば、次の災害では情報を提供することが可能となるので、支援機関に対して登録を促していく。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>大項目</td><td>④被災者支援（全般）</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">環境衛生課、危機管理課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>④-8　災害廃棄物</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
災害廃棄物の撤去・分別・搬出は原則として被災者自身が行うこととされているが、高齢化や人口減少が進む地域では、被災者自身による災害廃棄物の撤去等が困難な世帯も多く、被災実態に応じた支援体制の検討が必要である。
今回の災害では、災害ボランティア及び災害ボランティアセンターが、災害廃棄物の撤去等の中心的な役割を担うこととなり、災害ボランティアセンターの運営が長期化する一因となった。
地域防災計画に基づく他自治体や関係団体への広域支援要請について、実施状況や課題を検証し、より効果的な活用方法を整理する必要がある。</td><td colspan="2">《検証》
地域防災計画において、ボランティアの活動分野は家財の搬出や片付けや瓦礫の撤去等と位置付けられているが、今回の災害では、仮置き場への運搬に多くの時間が割かれた。
当時の広域支援要請は、仮置き場の運営・管理に対しての応援、県が締結していた協定に基づく災害ごみの搬出、処分の業務委託が中心だった。
廃棄物処理事業者は、通常の家庭ごみの収集や、仮置き場からの膨大な搬出・処分を遂行する必要があり、仮置き場までの運搬等に注力できなかった。仮置き場の運営等についても困難であるとのことであった。
一方、仮置き場の運営や処理運搬について、山形県解体工事業組合（鶴岡市での地震発生時に仮置き場運営を実施）からは、「対応の準備をしていたが、要請はなかった」との話があった。今後は、産業廃棄物処理業者に対し、一般廃棄物処理等への対応に必要な手続きを行っての対応を検討する。
今後の災害廃棄物処理計画改定に向けて、ボランティア活動の本来の活動分野を維持しつつ、自力搬出困難な世帯の直接回収を、どこまで市として引き受けられるかを検討していく。</td></tr>
</table>

大項目	④被災者支援（全般）	検証担当課	地域福祉課、建築課 下水道課（庄内広域水道企業団）
小項目	④-9　その他		

《課題》

１．民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員は、災害時の安否確認や避難支援などの重要な役割を担っているほか、今回の災害では避難所運営やボランティアの受入れ対応に助力していただいたので、今後も協力体制を継続していく必要がある。

２．上下水道

- 災害時における効率的な応急給水の体制の確保が必要である。
- 被災者支援として実施した上下水道料金の減免措置や、断水情報や給水所の開設について、被災者に対して迅速かつ確実に情報提供する必要がある。

３．被災者支援ワーキング

- 被災者台帳を外部関係機関と共有できず、被災者のスクリーニング（ふるい分け・絞り込み）や支援対象者の把握に時間を要した。

《検証》

１．民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員との協力体制を維持・強化するため、平時から意見交換や情報共有を行い、地域福祉と防災の強固な連携体制を構築する。

２．上下水道

- 応急給水体制は、庄内広域水道企業団が中心となり日本水道協会山形県支部等との連携・受援体制を活用し、円滑な給水活動を実施する。
- 上下水道料金の減免措置は、適用範囲等を整理し、ホームページや広報紙、お知らせハガキ等を活用して周知する。
- 断水情報や給水所情報などの広報手段を整理し、ホームページや街宣車等を活用して迅速な情報提供を実施する。

３．被災者支援ワーキング

- 関係機関と被災者台帳をリアルタイムで共有できる仕組みを整備し、被災者の訪問支援に必要な情報を効率的に活用できる体制を構築する。
- 再建支援シート等を活用して個別課題や対応方針を明確化し、関係機関・関係課が連携して継続的な被災者支援を実施する。

• 避難先などの必要な情報を整理しないまま訪問活動を行ったため、訪問の効率が低下し、必要な支援情報を十分に提供できなかった。 • ワーキング会議における対応方針が明確でなく、個別事案の対応に時間を要した。	

大項目	⑤被災者支援（住まい）	検証担当課	建築課、危機管理課
小項目	⑤-1　市営住宅・応急修理等		

《課題》

１．市営住宅・応急住宅

- 浸水被害の把握が遅れたことにより、市営住宅入居者への避難周知など初動対応が十分に行えなかった。
- 市営住宅や賃貸型応急住宅の必要数を早期に把握できず、修繕や県への要望等に時間を要した。
- 賃貸型応急住宅の入居に係る避難者への意向調査を実施した際、庁内で目的や調査内容が共有されておらず、住宅需要の把握や県への報告に十分活用できなかった。
- 被災市営住宅の応急対応について、移転作業や業者の繁忙期と重なったことから着工までに時間を要したほか、協定に基づく業者手配の運用方法が整理されていなかった。

２．住宅の修繕補助制度

- 2 種類の修繕補助制度の開始時期がずれたこと、手続きが異なっていたことにより、制度利用に混乱が生じ、一方の制度しか使用できない状況が発生した。
- 転居先が不明な方に必要な情報を届けられなかった。

３．空き家への支援の必要性

- 空き家への支援の必要性は早期に判明していたが、居住家屋への対応が優先となって後回しになった。

《検証》

１．市営住宅・応急住宅

- 必要に応じて入居者へ電話確認し、周辺の情報を収集する。
- 市営住宅の入居希望者数について、被災世帯数や避難所の避難世帯数をもとに早期に推計し、賃貸型応急住宅の入居見込み世帯数は、避難所での意向調査等によって把握する。
- 避難所でのヒアリングは目的や回答の重要性を庁内で共有し、調査項目や実施方法を標準化するとともに、避難者の負担軽減に配慮した実施体制を整備する。
- 協定に基づく事業者への早期依頼や移転先住宅の早期確保により、市営住宅の応急修理を円滑に実施できる体制を整備する。

２．住宅の修繕補助制度

- 被災者に対して制度内容を可能な限り早期に周知し、被災者が速やかに制度を活用できるようにする。
- 罹災証明書の申請時に連絡先や転居先を確実に把握し、制度案内や継続的な情報提供に活用する。

３．空き家への支援の必要性

- 今回創設した支援制度については、被災状況に応じて迅速に発動できるように整理しておく。

４．土砂災害等特別警戒区域への補助 • 旧さかたマップにおける被災者リストのマッピングについて、地図情報が正確でないことやデータ欠如があったため、対象漏れが発生した。（結果的には別ルートから確認することができた。）	**４．土砂災害等特別警戒区域への補助** • さかたまっぷは令和６年秋にシステムの入替えがあり、現在では内部業務用のマップのズレは軽微な程度に改善されている。公開型はシステム更新後もズレが残るため、マップに「ズレ有り要確認」のコメントを記載し、名簿照合によって確認する。

大項目	⑤被災者支援（住まい）	検証担当課	環境衛生課、危機管理課
小項目	⑤-2　公費解体		

《課題》

１．公費解体の実施体制

- 公費解体は市として初めて取り組む業務であり、制度や実務に関する知識・ノウハウが不足していたため、住民への説明や制度運用に苦慮した。
- 災害廃棄物処理業務と並行して対応したことから、公費解体を担当する人員を十分に確保できず、実施方針の決定や事務手続の開始までに時間を要した。
- 今回以上の大規模災害では、市職員のみで解体申請の受付、内容審査、費用積算、現地調査等を実施することは困難であり、外部支援を含めた実施体制の検討が必要である。

２．非住家の解体に係る課題

- 非住家については罹災証明書が発行されないため、非住家被災証明書を新たに作成する必要があり、公費解体対象建物の全体把握に時間を要した。

３．公費解体対象外の被災家屋の解体方針

- 大規模半壊以下の建物が公費解体の対象となるか否かは災害の規模によって異なる制度となっているが、今回の災害では対象外であった。公費解体の対象外となった大規模半壊以下の建物について、空き家対策や地域の生活環境維持の観点か

《検証》

１．公費解体の実施体制

- 今回の対応記録を整理・蓄積し、公費解体業務に関する知識・ノウハウを継承するとともに、関係部署との連携体制をあらかじめ整備する。
- 大規模災害に備え、応援職員や民間コンサルタントの活用を想定した受援体制を構築する。
- 災害廃棄物処理計画の見直しに合わせ、民間委託の活用事例を整理し、発災時に速やかに移行できるよう準備する。

２．非住家の解体に係る課題

- 公費解体に関係する各種証明書の取扱いや手続方法について事前に整理し、関係部署が共通認識を持って円滑に対応できる運用体制を整備する。

３．公費解体対象外の被災家屋の解体方針

- 大規模半壊以下の建物については、公的な撤去は費用面及び対応業務面から市の負担が大きく、対応すべきものではない。しかし、被災空き家の発生対策、地域の環境維持や被災者支援（補助や公的住宅入居の条件）の目的で解体を実施する場合に

ら解体が必要な場合における市の対応方針をあらかじめ整理しておく必要がある。	は、公費解体とは別の制度（被災家屋の解体支援・廃棄物処理支援）として対応できるよう事前に整理・検討する。

<table>
<tr><td>大項目</td><td>⑥避難所運営</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">危機管理課、市民課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>⑥-1　避難所の開設等</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．避難所の運営・縮小・閉鎖
• 避難所の開設期間が長期化し、24 時間体制での職員対応や動員調整に大きな負担が生じた。
• 避難所の終期の設定基準が明確でなかったため、避難者の退去が進まず、避難の必要性や食事提供の必要性が曖昧なまま避難所運営が長期化した。
• 避難所の統合・閉鎖に当たり、避難者への説明や見通しの提示、縮小運営への移行準備が十分でなかった。

２．避難所の安全性
• 道路冠水により指定避難所が使用できないケースがあり、避難所の変更や移動に伴い住民の混乱が生じた。
• 周囲が冠水している状況で避難所を移動する必要が生じるなど、安全な避難行動の観点から課題があった。</td><td colspan="2">《検証》
１．避難所の運営・縮小・閉鎖
• 避難所の開設期間や支援内容、統合・閉鎖の判断基準をあらかじめ整理し、避難者の被災状況や生活再建の見通しを踏まえた適切な運営を行う。
• 長期化した場合の夜間運営の外部委託など、職員負担の軽減に向けた検討を行う。
• 避難所の開設後できるだけ早い段階から、閉鎖見込みや退去に向けたスケジュールを避難者へ丁寧に説明するとともに、被災状況や生活再建の見通しを相互に共有し、避難所の縮小・閉鎖と避難者の自立を促進する。
２．避難所の安全性
• 最寄りの指定避難所が使用できない場合に備え、地域特性やハザードマップを活用した代用避難先の想定、垂直避難の検討、孤立時の安全確保方法の検討などの検討の必要性を、出前講座や防災訓練を通して周知・啓発する。</td></tr>
</table>

大項目	⑥避難所運営	検証担当課	市民課、危機管理課
小項目	⑥-2　避難所の運営主体		

《課題》

１．避難所運営体制・役割分担

- 避難所によっては、避難所の運営主体は避難者を含む地域住民であることが浸透しておらず、市職員や自主防災組織に負担が集中するケースがあった。
- 一部地域のみが被災し、地区外の住民が避難者となった場合の避難所運営主体が明確でなく、運営担当者・責任者や役割分担が曖昧であった。
- 地区外避難者を受け入れた避難所については、自主防災組織が上手く機能しなかった。

２．避難所で使用する様式

- 避難所運営マニュアルで定める避難者カードや避難者名簿等の様式について、避難所ごとに記載内容や運用方法がまちまちであり、必要な情報の把握や共有に課題があった。
- 避難者を受け入れることを優先させた結果、避難者カードを記入してもらうことが漏れてしまっていた。

３．避難所運営を担う職員の育成

- 元から避難所連絡員として指定されている職員と、交代要員として動員された一般職員との間で知識・経験に差があり、運営に支障が生じた。

《検証》

１．避難所運営体制・役割分担

- 避難所運営マニュアルでは、避難者が地区内の住民であるか否かをかかわらず、避難者自身が運営に参画することが想定されている。
- 地区外からの避難のケースも含め、市職員や自主防災組織だけでは対応が困難なケースを想定し、避難所運営組織（避難者・自主防災組織・市職員）の役割分担をあらかじめ整理する。
- 整理した役割分担について、地区防災計画の策定や避難所運営訓練、出前講座などを通じて地域へ周知・徹底する。

２．避難所で使用する様式

- 避難者カード等の様式の活用を徹底するとともに、記入のタイミングや運用方法を明確化し、必要な情報を確実に把握できる体制を整備する。

３．避難所運営を担う職員の育成

- 避難所連絡員として指定されていない職員であっても避難所運営業務への従事があり得ることを踏まえ、全職員を対象に避難

	所連絡員の役割や運営手順に関する研修・教育を実施し、平時から対応能力の向上を図る。

大項目	**⑥避難所運営**	**検証担当課**	**危機管理課、高齢者支援課**
小項目	**⑥-3　その他**		
《課題》 **1．ペット同行避難** • ペット同行避難に関する住民の理解が不十分であり、避難者同士のトラブルの発生が懸念された。 • ペットの同行避難についてのガイドラインが市民に十分浸透しておらず、避難を躊躇することに繋がった。 **2．福祉避難所の運営** • 今回の災害では、協定を締結していた施設のうち 3 カ所で福祉避難所を設置した。その際に、マニュアルと実際の運用が異なったことや、災害救助法と照らし合わせた場合の整合性が課題となった。		**《検証》** **1．ペット同行避難** • 本市では、令和 4 年 3 月に避難所におけるペット同行避難に関するガイドラインを策定している。 • ガイドラインに記載している同行避難可能な避難所やペット飼育のルールについて、広報への掲載や出前講座・防災訓練を通して継続的な周知を行う。 **2．福祉避難所の運営** • 国のガイドラインと他自治体のマニュアルを検証し、令和 7 年 12 月に「福祉避難所設置・運営マニュアル」を改定し、避難対象者の明確化や告示等について追加・修正を行った。	

大項目	⑦農業支援	検証担当課	農政課
小項目	-		

《課題》

１．農作物等の被災状況確認

- ＪＡ等の関係機関と連携し、農作物や農業用施設の被災状況の把握に努めたが、避難所対応や食糧調達に人員を割く必要があり、迅速な被災状況の把握ができなかった。

２．農作物等の被災状況の情報共有

- ＪＡ等関係機関に声がけし、庁内の農業関連部門とともに情報共有の会議を開催したが、どの程度の災害の際に立ち上げるか、立ち上げる時期はいつごろが適切かといった検討が必要である。

３．被災農業者に対する支援等の周知

- 被災農業者に対する支援の説明会には、農政課のみならず、農林水産課、農業委員会の職員も参加し、幅広く相談対応可能な体制とした。被災農業者に寄り添う支援を把握するためにも、今後も実施するべきである。

《検証》

１．農作物等の被災状況確認

- 農作物等の被災状況の確認については、農政課職員の対応方法及びＪＡ等の関連機関との連携方法について、平時にマニュアルを作成しておく。

２．農作物等の被災状況の情報共有

- 被災規模が広範囲であり、関連機関相互での情報共有が必要と考えられる際に対策会議を開催するが、開催時期は発災後、なるべく早い時期とする。

３．被災農業者に対する支援等の周知

- 被災農業者に対する支援策が発動次第、関係部署及び関係機関と連携して、農業者に対する周知を早急に行うとともに、説明会においては丁寧な説明と相談を実施する。

大項目	⑧インフラ復旧	検証担当課	土木課、整備課
小項目	⑧-1　発注手法／受注者側の限界		

《課題》

１．災害復旧工事の発注・施工体制

- 国・県・市の災害復旧工事が同時期に集中したことにより、市内建設業者の施工能力が飽和状態となり、入札不調や着工遅延のリスクが生じた。
- TEC-FORCE（テックフォース：緊急災害対策派遣隊）や国からの支援により発注者側のスピードが上がった一方、測量設計会社への業務負荷が集中し、スケジュール管理が非常に過密となった。

２．官民の災害対応力・連携の課題

- 発注者・受注者ともに災害対応業務の経験が十分でなく、初動対応や実務に遅れが見られた。
- 今後の災害に備え、今回の対応で得られた課題や反省点を整理し、官民で共有・検証する仕組みが必要である。

《検証》

１．災害復旧工事の発注・施工体制

- 国・県との情報共有や施工体制の把握に努めるとともに、建設関係団体との意見交換を実施し、課題や対応方針を共有する。
- 入札不調リスクに対し、技術者要件の緩和や余裕期間制度（フレックス発注）を活用し、施工環境が厳しい中でも、令和８年度中の復旧に向けた対象工事の発注を完了した。
- 今後は、発災直後から国・県・市による発注調整会議を設置し、発注時期や発注量を共有・平準化することで、地元業者の施工力を有効活用し、より円滑な復旧工事の実施を図る。
- 毎年開催している市と酒田地区測量設計協議会との意見交換会において、今回の災害対応における課題や反省点を共有し、今後の円滑な災害対応に向けた連携強化を図った。

２．官民の災害対応力・連携の課題

- 県の研修会・説明会への参加や測量設計協議会との意見交換を通じて、災害復旧に関する知識・技術の習得と課題・対応策の共有を図った。
- TEC-FORCE 等の外部支援の活用により、被災状況を早期把握するとともに、測量・設計業務への迅速な着手につなげることができた。

<table>
<tr><td>大項目</td><td>⑧インフラ復旧</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">農政課、農林水産課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>⑧-2　農地復旧</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
生活インフラの復旧が優先されたため、農地復旧は後手になった。大規模査定として、査定後の実施設計をしながら変更協議を進めていく手法となったが、仮に MAFF-SAT（マフサット：農林水産省サポート・アドバイス・チーム）に支援を依頼していればもっと早く復旧につなげることができたのか、検証が必要である。</td><td colspan="2">《検証》
MAFF-SAT の支援内容は、①初期情報収集、②緊急概査、③技術支援の 3 段階に区分され、本市は③の支援を数日間受けている。
被災初期段階において人員不足に陥り、被災の範囲・規模の把握や応急対策の必要性の判断等が遅れたことから、①の支援から受けることができていれば、迅速な情報収集により円滑に査定業務等の行程へ進めたのではないかと推測される。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>大項目</td><td>⑧インフラ復旧</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">土木課、整備課、農林水産課、下水道課（庄内広域水道企業団）</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>⑧-3　その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．災害残土の受入地
• 今回の災害では大量の災害残土が発生したが、受入地の確保が困難であったため、復旧工事の進捗に影響が生じた。

２．竹田排水機場
• 排水機場の所管部署（土木課又は松山総合支所）が他の災害対応の影響で対応困難となったため、整備課が主体となってポンプ車や交通規制の手配を行った。
• 当該排水機場では操作員の確保が困難となっていることから、豪雨時に地元住民が施設操作を担う現行体制には、安全確保等の面で問題がある。

３．住宅地の堆積土砂対応
• 民地に大量の土砂が流入し、個人やボランティアのみでの撤去は困難であったため、生活再建や二次災害防止の観点から早期対応が必要であった。</td><td colspan="2">《検証》
１．災害残土の受入地
• 地域住民への丁寧な説明を通じて災害残土受入地を確保したが、今後も合意形成を円滑に進めるための取組を行う。
• 大規模災害に備え、平時から受入候補地の選定を進めるとともに、国・県等の関係機関との連携体制を構築する。
２．竹田排水機場
• 国土交通省で運転ログ等を確認したところ、排水機場のポンプ停止時点で最上川はハイウォーターを超えていたため、排水ができる状態ではなかった。
• 排水機場の運転状況等の情報共有やポンプ車出動基準、関係課の役割分担を整理し、初動対応体制を強化する。
• 操作員不足や安全面を踏まえ、排水機場の自動化・遠隔化を含めた持続可能な管理体制の構築に向け、国と連携して検討を進める。
３．住宅地の堆積土砂対応
• 公費負担による宅地内土砂の回収を迅速に意思決定し、土木課と整備課の緊密な連携のもと、関係機関との調整、住民への周知、現地調査、業者手配、測量の実施、災害査定の設計書の作成、業者の支払いといった一連の業務を実施した。このこと</td></tr>
</table>

	は、官民連携がうまくいった事例として防災 NPO から高く評価されている。
4．上下水道施設 • 上下水道施設の応急復旧活動及び災害復旧事業について、包括的に検証する必要がある。	**4．上下水道施設** • 上下水道施設の応急復旧活動、災害査定対応、再被災を防ぐ経済的な復旧工法、工事の実施方法等について整理し、今後の災害対応に活用する。
5．土地改良区施設 • 被災した土地改良区施設について、市で復旧工事を実施した結果、業務量が大幅に増加した。 • 今回の対応が前例となることで、今後の災害においても土地改良区施設の復旧を市が担うことを求められる可能性があるため、今回の対応の経緯を整理し、今後の対応を検討しておく必要がある。	**5．土地改良施設** • 土地改良区からの要望及び県の指導を踏まえ、激甚災害の指定を受ける程の甚大な被害であったこともあり、市が土地改良区施設の災害復旧の事業主体となった。 • 一方で、地域農業等の持続的発展を支えるため、従来業務はいずれも継続が不可欠であり、災害復旧業務による業務量の増加を従来業務の削減によって吸収することは困難であった。 • 今後は、災害復旧業務と従来業務を並行して円滑に実施できるよう、災害の規模や業務量に応じた人員増強など、組織全体としての支援体制を整備する。

大項目	⑨災害ボランティア	検証担当課	危機管理課、共生社会課、地域福祉課
小項目	-		

《課題》

１．災害ボランティアセンターの設置候補地

- 災害ボランティアセンターの設置予定地（地域福祉センター）と被災地との距離が遠かったことから、設置場所の決定に時間を要した。平時から複数の設置候補地を検討する必要がある。

２．災害ボランティアの役割理解

- 災害ボランティアの基本的な役割（行政施策の代替ではない）について、庁内において十分な共有・理解がされていたかを検証する必要がある。

３．災害ボランティアセンターへの応援職員

- 災害ボランティアセンターの運営と通常業務が両立することとなり、社会福祉協議会の職員の負担が大きかった。
- 酒田市及び他市町村からの応援職員の滞在が１日単位であったため、その都度、業務説明等に時間を要することから、応援を受ける側の負担が大きかった。

《検証》

１．災害ボランティアセンターの設置候補地

- 災害ボランティアセンター開設に必要となる諸条件（駐車スペース、水道が使えるなど）を踏まえながら、候補地の選定に向け、関係部署間の内部調整及び社会福祉協議会との調整を進める。

【設置候補地】

総合文化センター、武道館、平田農村環境改善センター、ひらたタウンセンター、八幡タウンセンター、松山農村環境改善センター、など

２．災害ボランティアの役割理解

- 災害ボランティアの役割に対する関係者の理解を深めるため、平時から情報・意見交換を行うとともに、社会福祉協議会等が実施する研修への参加を通じて相互理解を強化する。

３．災害ボランティアセンターへの応援職員

- 応援職員は交代の際に直接引き継ぎを行うことを前提としつつ、応援職員の役割や派遣体制（応援期間や人数）を平時のうちに明確にし、最終的に受援計画に盛り込む。

4．自主的に活動するボランティアへの対応 • 災害ボランティアセンターを通さない自主的なボランティア組織が立ち上がり、被災地に直接入っていたが、仮置き場の閉鎖など、臨時的な変更をお知らせする手段がなかった。 **5．中間支援組織や被災経験のある団体との連携** • 中長期的に続く災害対応（特に被災者支援や災害ボランティア）について、被災経験のある NPO 等からの支援、助言が非常に参考になった。	**4．自主的に活動するボランティアへの対応** • 自主的に活動するボランティアについては、安全管理や情報共有を含めた受入ルールを整備し、地域や関係機関と連携した適切な活動体制を構築する。 **5．中間支援組織や被災経験のある団体との連携** • 2025 年の災害対策基本法の改正を背景に、官民連携による被災者支援体制の整備が進められている。地域の組織育成を図るとともに、県内及び隣県の組織と平時からつながりを持つ。

大項目	⑩任務分担・業務体制	検証担当課	危機管理課、建設部、農林水産部、総務課（復興本部事務局）
小項目	⑩-1　任務分担・人員配置		

《課題》

１．災害対応体制・指揮命令系統

- 災害関連業務の役割分担や指揮命令系統が不明確であり、責任の所在が曖昧なまま対応が進んだ。

２．人員配置・動員体制

- 危機管理課や現地本部で深刻な人員不足が生じ、情報整理や被災状況把握に支障を来した。
- 危機管理課や建設部を中心に、避難所運営、罹災証明、災害廃棄物、道路規制、契約事務を担う特定部署に業務が集中し、交代体制も不十分で負担が偏った。
- 再任用職員・会計年度任用職員の増加や、職員の経験不足により、避難所運営に必要な人員確保・配置が困難となった。
- 応援自治体や外部支援の受入れ・活用など受援計画が十分に整理されておらず、業務負担の平準化が図れなかった。
- 夜間勤務や長時間勤務の見込みが事前に示されず、食料・寝具などの準備ができなかった。

《検証》

１．災害対応体制・指揮命令系統

- それぞれの業務の役割分担、責任範囲、指揮命令系統を平時から明確化し、地域防災計画やマニュアルへ反映する。
- 平時に整理しきれない部分は災害の規模や状況に応じて柔軟に分担するものとし、最終的な調整・指示は災害対策本部が一元的に行う体制を整備する。

２．人員確保・動員体制

- 災害対応経験職員の活用や、市職員 OB（退職者会）への協力依頼により、災害対策本部事務局、現地本部その他の災害対応現場の人員体制を強化する。
- 特定職員への負担集中を防ぐため、ローテーションや交代制度を整備するとともに、建設部等の専門職は専門性を要する業務に専念し、道路規制など専門性を要しない業務は事務職を含めた全庁的な応援体制で対応する。
- 避難所については、避難者主体の自主運営を基本とし、地域の自主防災組織や防災人材と協働した避難所運営体制を構築する。
- 受援計画を整備し、外部支援を迅速に受け入れられる体制を構築するとともに、地域防災人材（防災士・酒田防災コーディネ

• 災害対応の長期化に伴う職員の心身ケアや組織的な支援体制が十分ではなかった。 • 女性職員からは避難所における単独での夜間対応に不安の声があがった。	ーター等）の育成・活用を進め、地域、行政の人員不足を補完する。 • 早い段階で勤務時間や必要な持参品等を示し、長期対応に備えた体制整備を進める。 • 職員も職場に簡易的な非常用持ち出し用品を置き災害時に備える。 • 災害対応の長期化を見据え、交代勤務や十分な休息を確保するとともに、産業医・保健師等によるメンタルヘルス支援体制を整備する。 • 現在の避難所連絡員や支部指定職員の配置状況からは、女性職員の夜間対応について避けることはできないが、ある程度落ち着いた段階からは、警備会社への業務委託により対応する。

大項目	⑩任務分担・業務体制	検証担当課	危機管理課、建設部、農林水産部、総務課（復興本部事務局）
小項目	⑩-2　業務体制		

《課題》

１．業務の効率化

- 複数の支援策が同時並行で発動したため、各種補助金等の受付体制を効率化する必要があった。

２．平常業務の調整

- 建築確認申請などの平常業務を止める法的根拠に乏しく、災害時業務との調整に苦慮した。

３．復旧・復興の司令塔

- 県は災害復旧対策室を設け、そこが復旧事業の司令塔の役割を担っていた。本市は復興推進主幹というポストはできたが、復旧事業の調整は従前の組織（建設部と農林水産部）で行っており、司令塔が不在であった。

《検証》

１．業務の効率化

- 一部の補助金については、DX 室の支援により受付システムを円滑に導入・運用し、受付業務を効率化した。
- 上記システムで使用したフォーマットは整理・保存したうえで、次の災害で活用できるようにする。

２．平常業務の調整

- 県による平常業務のフォローが可能かを検討する。
- 災害時のどの業務を止め、どの業務を継続するのかを平時に検討し、災害時 BCP を見直す。

３．復旧・復興の司令塔

- 今回の災害で設置された復興推進主幹（総務課）の役割（権限）は、復興本部の会議運営、復旧・復興状況の取りまとめ、マスメディア対応などの事務的業務な統括であり、復旧・復興事業の全体調整を担う役割（権限）ではなかった。
- 大規模災害からの復旧・復興に当たっては、上記の事務的な統括とは別に、既存の部課を跨いで全体調整を行う権限を有する司令塔も必要となるので、そういった役割を誰が担うかをあらかじめ検討しておく。

４．国・県等による調査対応 • 国・県等の関係機関から、日ごと・組織ごとに細かく毎日報告を求められ、災害対応に影響があった。報告先の統一、報告の頻度等の緩和を求めたい。 **５．災害ゴミの仮置き場の運営** • 災害ゴミの仮置き場の運営は全庁的に対応したが、動員が長期に渡り、また酷暑期で気温も高かったため、職員の健康管理に課題があった。	**４．国・県等による調査対応** • 各種調査については、調査目的や実施方法を整理し、職員負担を軽減できる体制づくりが必要である。国・県については報告頻度の緩和について意見、要望していく。 **５．災害ゴミの仮置き場の運営** • 熱中症対策資材の備蓄や応援ローテーションのルール化などで備えるとともに、シルバー人材センター等への早期の民間委託を検討し、職員負担の軽減を図る。

大項目	⑩任務分担・業務体制	検証担当課	危機管理課
小項目	⑩-3　職員の教育・心構え		

《課題》

1．災害対応に必要な知識・制度理解

- 危機管理課において、災害救助法や被災者生活再建支援法などの災害対応に必要な法令・制度への理解が不足しており、各部署からの問い合わせに対応できない場面があった。

2．職員教育・マニュアル

- 災害対応マニュアルが現場の実態に十分対応しておらず、職員の経験や個人判断に依存する場面があった。
- 引継ぎ不足やシステムツールの習熟度の差により、業務運営に支障が生じた。
- 平時の訓練・教育と実際の災害対応との間にギャップがあり、実践的な備えが不足していた。

3．参集・行動基準の明確化

- 浸水による二次災害の危険があるなか、参集・待機・解散の判断基準に関する職員の理解が不十分であり、初動時や安全確認後の行動判断に混乱が生じた。

《検証》

1．災害対応に必要な知識・制度理解

- 災害救助法等の法令・制度について平時から理解を深めるとともに、必要に応じてGADM（災害マネジメント支援員）など専門人材を活用できる体制を整備する。
- 制度運用に関する継続的な研修を実施し、全職員が適切に対応できる知識を習得する。

2．職員教育・マニュアル

- 実践的な訓練や人材育成を継続的に実施し、職員一人ひとりの判断力と災害対応能力の向上を図る。
- マニュアルや役割分担を定期的に見直すとともに、システム操作や引継ぎ方法の習熟を図り、全職員が必要なツールを活用できる体制を整備する。
- 災害対応を職員一人ひとりが「自分事」として捉え、主体的に訓練へ参加する意識を醸成する。

3．参集・行動基準の明確化

- 職員の参集・待機・解散基準を周知徹底するとともに、訓練を通じて二次災害の危険性を踏まえた適切な判断力を養う。

大項目	⑩任務分担・業務体制	検証担当課	危機管理課
小項目	⑩-4　本部機能		

《課題》

１．地域災害対策本部

- 地域防災計画に基づく地域災害対策本部の設置宣言が明確に行われず、位置付けが曖昧なまま、八幡に現地対策本部としての機能が置かれた。
- 地域災害対策本部長が指名されなかったため、その代替として本来災害対策本部で指揮すべき危機管理監が八幡にほぼ常駐することとなり、本部機能に影響が生じた（危機管理課長経験者の総務部長が代替の役割を果たした)。
- 現地対策本部では防災関係機関との調整や現地判断が必要となるため、防災機関の役割を理解した現地対策本部長を配置する必要がある。

２．災害対策本部の統制機能等

- 災害対応全体を俯瞰して優先順位を判断・調整する機能が不十分であり、結果として各課ごとの判断となり、災害対応にばらつきが生じた。
- 災害の長期化を見据えた本部運営体制や、全体調整や進行管理を担う専従的な統制機能が不足していた。
- 災害対策本部の解散基準（復興本部）への移行基準が整理されていなかった。全避難所閉鎖のタイミングで災害対策本部

《検証》

１．地域災害対策本部

- 地域災害対策本部の設置基準や役割分担を見直し、支所長又は危機管理課経験者を本部長とするなど、迅速な現地対応が可能な運営体制を整備する。
- 地域災害対策本部には、関係機関との調整や現地判断ができる責任者を配置するとともに、本部から人員を配置する場合は災害対策本部の体制も併せて確保する。

２．災害対策本部の統制機能等

- 災害対策本部の全体調整機能と指揮命令系統を強化し、災害の各フェーズに応じた本部体制を明確化する。
- 本部長（市長）の意思決定を危機管理課が全体調整・進行管理により支える体制を整備するとともに、必要に応じて GADM（災害マネジメント支援員）など専門人材を活用する。
- 災害対策本部から復興本部への移行基準を整理し、円滑な体制移行を図る。

の解散という整理をしていたが、避難所閉鎖がスムーズにいかなかった	

大項目	**⑩任務分担・業務体制**	**検証担当課**	**危機管理課、農政課、スポーツ振興課**
小項目	**⑩-5　その他**		
《課題》 **1．災害救助法関連** • 災害救助法に係る報告に当たり、必要な情報が複数資料に分散しており、報告資料の取りまとめに時間を要した。 • 提出済資料の管理が不十分で、重複提出や追加提出の依頼が発生するなど非効率であった。 • 災害救助法に基づく各種支援の担当課や司令塔機能が不十分で、対応が停滞する場面があった。 **2．振り返り・共有** • 災害対応の記録や検証結果、引継ぎ事項を体系的に整理・共有し、次の災害対応へ活用する仕組みが十分でなかった。 **3．遺体安置所の開設基準** • 今回の災害では遺体安置所を開設しなかったが、どのような場合において開設の判断をすることになるのか整理されていなかった。		**《検証》** **1．災害救助法関連** • 災害救助法に係る報告に必要な様式や資料、庁内の役割分担・事務手順を平時から確認・整理し、重複のない効率的な報告体制を構築する。 • 災害救助法に関する制度理解を深めるため県が実施する研修会等に積極的に参加するとともに、必要に応じて県職員やGADM（災害マネジメント支援員）など専門人材の支援を活用する。 **2．振り返り・共有** • 災害対応の検証結果や対応記録を確実に整理・共有し、地域防災計画や各種マニュアルの見直し・改善につなげる。 **3．遺体安置所の開設基準** • どのような場合（被害状況・遺体数など）において遺体安置所の開設するのかを整理し、警察との情報共有とマニュアル化が必要である。	

<table>
<tr><td>大項目</td><td>⑪外部（国県等）との連携・要望</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">危機管理課、土木課、整備課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>⑪-1　関係機関との連携</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．ボランティア関係機関との連携
• ボランティア支援本部を立ち上げていなかったため、関係機関との間で災害ボランティアに関する情報共有や調整を行う役割が明確になっていなかった。
• 発災直後の災害対策本部に社会福祉協議会が参加できなかったことから、市全体の被害状況や動きを把握することができず、協議会の初動対応や体制構築に時間を要した。

２．TEC-FORCE の受入れ
• 今回の災害では国土交通省へ TEC-FORCE（テックフォース：緊急災害対策派遣隊）の支援を要請したが、受入れによる成果及び受入れ時の課題について、振り返り検証する必要がある。</td><td colspan="2">《検証》
１．ボランティア関係機関との連携
• 災害ボランティア活動を円滑に進めるため、関係機関との調整を行うボランティア支援本部を設置し、関係機関との連携体制を構築・強化する。
• 災害ボランティアセンターの運営を支えるため、ボランティア中間支援組織（NPO 等）の育成を推進する。
• 社会福祉協議会などの関係機関の災害対策本部への参画を促進し、情報共有や連携体制を強化する。
２．TEC-FORCE の受入れ
• 発災後速やかに TEC-FORCE の支援を仰いだことで、全容把握から復旧計画策定までのタイムラグを最小限に抑えることができ、早期の復旧工事発注へと直結した。
• 発災後の早い段階で被害箇所を把握できたことに加え、災害査定時において TEC-FORCE の報告書を査定資料として代用できたため、職員の負担軽減に大きく寄与した。
• TEC-FORCE の現地調査及びその後の報告書作成を効率化するためには、被災現場の近くに十分な作業スペースと宿泊拠点を確保することが必要であるが、今回の災害では確保が十分ではなかったため、事前に拠点候補地を検討しておく。</td></tr>
</table>

3．自衛隊の受入れ • 自衛隊の受入れ態勢について、振り返り検証する必要がある。	**3．自衛隊の受入れ** • 現地対策本部では、自衛隊・警察・消防・市との連絡調整や意思決定を担うため、当時の危機管理監（自衛隊 OB）が重要な役割を果たしたが、対応が属人的となる場面があった。 • 自衛隊との会議においては、酒田市としての重要な判断（どの地点に部隊を展開させることを求めるかの意思決定など）が求められる場面もあり、こちらも自衛隊との折衝に精通した当時の危機管理監がそれを担っていた。 • 上記の属人的要素を、今後、どのように組織としての対応に落とし込んでいくかが今後の課題である。 • 自衛隊を受け入れた八幡の現地対策本部では、自衛隊より地域図面や居住情報などの資料提供などの様々な作業を求められ、人員不足が生じたため、現地対策本部への応援職員の派遣について事前に検討しておく。

<table>
<tr><td>大項目</td><td>⑪外部（国県等）との連携・要望</td><td rowspan="2">検証担当課</td><td rowspan="2">危機管理課、農政課、地域福祉課、建築課</td></tr>
<tr><td>小項目</td><td>⑪-2　災害時連携協定</td></tr>
<tr><td colspan="2">《課題》
１．災害協定・民間事業者との連携体制
• 災害協定締結先であっても、本業優先により連絡が取れない、又は協力を得られないケースがあった。
• 生活必需品の給与に当たっては、協定締結事業者との契約や配送体制を構築したが、相手方の対応可否確認や契約手続きに時間を要したことから、平時から協定内容や連絡体制の確認・更新が必要である。
• 炊き出し用の食材の調達に当たっては、通常の給食で関わりのある業者に依頼したが、お盆期間の影響もあり手配が困難となる場面があり、食材調達に関する災害協定の必要性が浮き彫りとなった。
２．協定運用・手続きの整理
• 市営住宅の修繕を業者へ直接依頼した結果、災害協定に基づく活動として整理されておらず、協定の運用方法や手続きを明確にしておく必要があった。</td><td colspan="2">《検証》
１．災害協定・民間事業者との連携体制
• 災害協定の実効性を高めるため、協定事業者・団体との緊急連絡先や担当者情報を定期的に更新・共有するとともに、危機管理課を中心とした継続的な連携体制を構築する。
• 協定事業者・団体との実務訓練やシミュレーションを実施し、災害時の役割分担や実施手順、契約事務等を平時から確認・共有することで、円滑な対応につなげる。
２．協定運用・手続きの整理
• 災害協定の内容を十分に把握したうえで、協定に基づく手続きを徹底する。</td></tr>
</table>

大項目	⑪外部（国県等）との連携・要望	検証担当課	危機管理課、土木課、整備課
小項目	⑪-3　受援体制		

《課題》

１．受援体制・応援職員の受入れ

- 応援職員の受入れ体制や指揮命令系統が未整備であり、十分に活用できなかった。
- 応援自治体や GADM 等の外部支援の活用方法や役割分担が整理されておらず、円滑な受援体制を構築できなかった。

２．人員配置・応援要員の調整

- 災害の各フェーズにおける各部署の必要人員を迅速に把握できず、応援職員・派遣職員の配置数や運用方法を実情に応じて最適化できなかった。

３．他自治体・関係機関との連携

- 他自治体や関係機関、民間事業者との情報交換や連携が不十分であった。

《検証》

１．受援体制・応援職員の受入れ

- 平時から受援計画を策定し、応援職員の受入れ体制や役割分担を整理することで、円滑な受援体制を構築する。

２．人員配置・応援要員の調整

- 各部署の業務量や不足人員を踏まえ、災害の各フェーズに応じた応援職員の配置数や運用方法をあらかじめ整理し、適切な人員配置を行える体制を整備する。
- 災害時に各部署が必要とする業務量や応援人員を把握できるよう、具体的な運用計画やマニュアルを整備する。

３．他自治体・関係機関との連携

- 他自治体や関係機関、民間事業者との連携について、平時からの計画策定や協定締結、訓練の実施を通じて実効性を高める。